

令和元年 11月

アサヒグループホールディングス株式会社（現地窓口：アサヒビール株式会社岩手支社）
事務局：いわて未来づくり機構 いわて三陸復興のかけ橋推進協議会（岩手県政策地域部政策推室内）

1 趣 旨

本事業は、アサヒグループホールディングス株式会社によるCSR（企業の社会的責任）活動の一環として、東日本大震災で被災した市町村における郷土芸能の保存・発展に寄与するコミュニティ活動に対して助成を行うことにより、当該市町村の復興まちづくりの推進に貢献することを目的としています。

2 助成対象団体

(1) 岩手県内の沿岸12市町村

※ 陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町

(2) 当該市町村が認めるコミュニティ組織

※ 1 当該市町村内に活動拠点があり、当該市町村内で活動する組織を対象とします。

※ 2 次のいずれかに該当する組織は、対象外とします。

- ① 営利活動、政治活動、宗教活動を目的とする組織
- ② コミュニティ活動以外の活動を主たる活動とする組織
- ③ 組織名義の口座を有しない組織（個人名義の口座しか有していない組織）

3 助成対象事業

郷土芸能の保存・発展に寄与するコミュニティ活動

※ 既存の郷土芸能の保存・発展に寄与するコミュニティ助成事業の財源として活用することも可とします。

4 助成対象期間

令和2年1月1日以降に実施し、令和2年12月31日までに完了するもの。

5 助成対象経費

- (1) 謝金（出演者・専門家への謝礼など）
- (2) 旅費交通費（主催者・出演者・専門家の移動費や宿泊費など）
- (3) 消耗品費（コピー用紙等の物品購入費、チラシ・ポスター等の印刷費など）
- (4) 食糧費（主催者・出演者・専門家の飲食費など）
- (5) 通信運搬費（郵送料、運送料など）
- (6) 手数料（振込手数料など）
- (7) 使用料（会場使用料など）
- (8) 備品購入費（機材等の購入費など）
- (9) その他事業に必要な経費

※ 1 事業の実施に要する経費のうち、直接その事業の実施に欠くことのできない経費（企画・実施に係る経費）を対象とします。

※ 2 助成対象団体の経常的経費（運営・維持等に要する経費）は対象外とします。

※ 3 本事業の趣旨を踏まえ、経費のうち食糧費が占める割合が過大にならないようご留意ください。

6 助成額

- (1) 1市町村当たり120万円を上限として助成します。
※ 但し1市町村当たりの助成額が上限に満たない市町村があった場合は、この限りではありません。
- (2) 1団体当たりの上限額は、次のとおりとします。
- ① 市町村が事業実施主体となる場合 100万円
 - ② コミュニティ組織が事業実施主体となる場合 50万円
- ※ 但し当該市町村が認める場合は、100万円を上限とします。

7 助成申請・決定

- (1) 助成を受けようとする団体は、当該市町村の担当課が定める期限までに、助成申請書（様式1）と口座名義・番号の写し、見積書等の必要書類を提出してください。
※ 提出期限については、当該市町村の担当課へお問合せください。
- (2) 市町村は、次の事務処理を行ったうえで助成推薦書（様式2）を添付し、令和元年12月9日（月）までに事務局とする、いわて三陸復興のかけ橋推進協議会（岩手県政策地域部政策推進室内）に提出してください。
- ① 申請内容の確認（申請団体、事業内容、経費、申請額が要件に合致しているかについて確認する）
 - ② 申請内容の調整（金額等が要件に合致するよう選定・調整する）
- (3) 事務局は、当該申請書を審査し、アサヒグループホールディングス株式会社（現地窓口：アサヒビール株式会社岩手支社）の承認のもと助成対象と助成額を決定します。
※ 1 備品購入費を含む場合は、見積書等の根拠資料を必ず添付してください。
※ 2 審査においては、新規の団体への助成を優先するため、過去に助成実績のある団体については、申請した金額から減額し採択する場合や助成を見送る場合があります。
※ 3 決定の時期は令和元年12月末を予定しています。

8 助成金の交付

- (1) 助成決定を受けた団体は、事業完了後、原則30日以内に実績報告書（様式3）、助成金交付請求書（様式4）及び広報用活動報告（様式7）を作成し、当該市町村に提出してください。なお、広報用活動報告（様式7）の写真については、画像データ（JPG形式）をEメールにて提出してください。
※ やむを得ず提出が遅れる際には事務局に連絡をして下さい。
- (2) 市町村は、当該報告書等の内容を確認のうえ、事務局に提出してください。
※ 令和2年12月末までに、団体への助成金振込を完了させる必要があることから、令和2年11月30日（月）までに助成金交付申請書（様式4）または助成金前金払請求書（様式5）を必ず提出してください。提出期限を過ぎると一切、助成金を交付することはできませんので、十分ご注意ください。
※ 以下期限を最終期限とします。

提出書類	提出期限	
	11月30日までに 事業完了	12月1日以降に 事業完了
様式3 実績報告書	11月30日（月）	12月31日（木）
様式4 助成金交付申請書（※）	11月30日（月）	-
様式5 助成金前金払請求書（※）	-	11月30日（月）
様式7 広報用（アサヒグループホームページ等）活動報告	11月30日（月）	12月31日（木）

- (3) 事務局は、当該報告書等を受理した後、交付すべき助成金の額を審査し、アサヒグループホールディングス株式会社に報告します。
- (4) アサヒグループホールディングス株式会社は、上記報告を踏まえ当該団体に助成金を交付します。

9 助成金の前金払

- (1) 助成決定を受けた団体は、アサヒグループホールディングス株式会社が必要と認める場合には、助成金の前金払を受けることができます。
- (2) 助成決定を受けた団体が、前金払を受けようとするときは、助成金前金払請求書（様式5）を作成し、当該市町村を經由して、事務局に提出してください。
- (3) 事務局は、当該請求書を受理した後、前金払すべき助成金の額を審査し、アサヒグループホールディングス株式会社に報告します。
- (4) アサヒグループホールディングス株式会社は、上記報告を踏まえ当該団体に助成金を交付します。

10 領収書の提出

助成決定を受けた団体は、助成金の交付を確認した後、速やかに領収書（様式6）を作成し、当該市町村を經由して事務局に提出してください。

11 留意事項

事業の実施に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 助成団体や住民に対し、助成事業の趣旨について周知を図ること。
- (2) 飲食提供や景品配布等を伴う場合は、可能な範囲内でアサヒグループの商品を当該市町村内の販売店から購入し、活用すること。
- (3) 催事等をポスター及びチラシにて告知する際には、本助成事業を受け実施している旨、表示すること。また購入備品等についても、アサヒ社のロゴ等を積極的に掲出すること。
- (4) アサヒグループホールディングス株式会社が各市町村において、当該市町村や助成決定団体参集のもと行う助成金交付セレモニーの開催に協力すること。
- (5) 本助成事業及び助成決定団体の活動等について、アサヒグループホールディングス株式会社のWEBサイト及び復興支援ポータルサイト「いわて三陸復興のかけ橋」において紹介する際に使用する写真等の提供について協力すること。
- (6) 申請内容の変更を希望する場合には、予め事務局と協議を行うこと。なお事前の協議なく支出された経費については、助成金の交付を認めない場合があること。

12 その他

- (1) この要項に定めのない事項については、アサヒグループホールディングス株式会社が事務局と協議のうえ、別に定めます。
- (2) 事業の採択状況によっては、二次募集を実施する場合があります。なお、二次募集の実施に際しては、新規の団体を原則優先します。